

公益活動団体との協働指針

～協働でまちづくり 市民が主役の北広島を目指して～

北 広 島 市

目 次

■はじめに	1
I 公益活動団体との協働の基本的な考え方	
1 公益活動団体・協働とは	2
2 なぜ協働か	3
3 協働の領域	3
4 協働の効果と課題	4
II 成果のあがる協働を実現するために	
1 協働の基本原則	5
2 協働を成功させる条件	5
3 協働を行う公益活動団体の責務	6
III 協働を促進するための方策	
1 協働型社会を目指して	7
2 公益活動の活性化を目指して	7
3 協働型行政を目指して	8
資料編	
資料 1 公益活動団体との協働モデル事例	12
資料 2 「公益活動団体との協働指針」策定経過・体制	13

■ はじめに

市民活動が活発になってきている一方、地方自治体は財政難から行政サービスの効率化が求められています。また、市民の公共サービスへの要望も多様化していて、柔軟な対応が望まれています。このような背景から「協働」が求められる時代になってきました。

これまでも、地方自治体においては市民の「参加」が促進されてきましたが、それは行政が主体であり、市民はその対象（又は受身の存在）として捉えられてきました。

市民は本来、地域づくりと地域自治を行う権利と義務、責任を持っています。協働はそうした市民の権利を集団で行使し、義務と責任を果たす一つの方法です。そして市民が主体になった公益活動団体と行政の協働によって新しい公共の創造を目指します。

協働は、市民が行政の対等なパートナーとして主体的になり、行政とともに地域社会を担っていくことです。そのため、市民も行政も協働するに当たっては意識を変える必要があります。

このようなことから、市では、平成17年5月に行財政構造改革大綱の基本目標の一つとして「市民参加・協働の推進」を掲げ、市民が行政に参加する制度や公益活動団体と行政との協働の基本方針などを市民とともに策定し、協働社会の実現に向けて各種の方策を実施することにしました。

この指針は、公益活動団体を行政の対等なパートナーとして位置付け、協働で地域課題を解決していくにあたり、基本的な考え方や具体的な促進策を示すことにより、協働に対する理解を深め、共通の認識をもって進めていくために策定したものです。

なお、指針の策定にあたっては、学識経験者、NPO法人代表者、公募市民で構成する「協働推進懇話会」において市民の視点から検討された提言をベースにしました。

今後は、この指針を活かして協働の実践を積み重ね、市民が主役の協働によるまちづくりを推進していきます。

I 公益活動団体との協働の基本的な考え方

公益活動団体と行政が協働するにあたっては、次のような考え方を基本にしています。

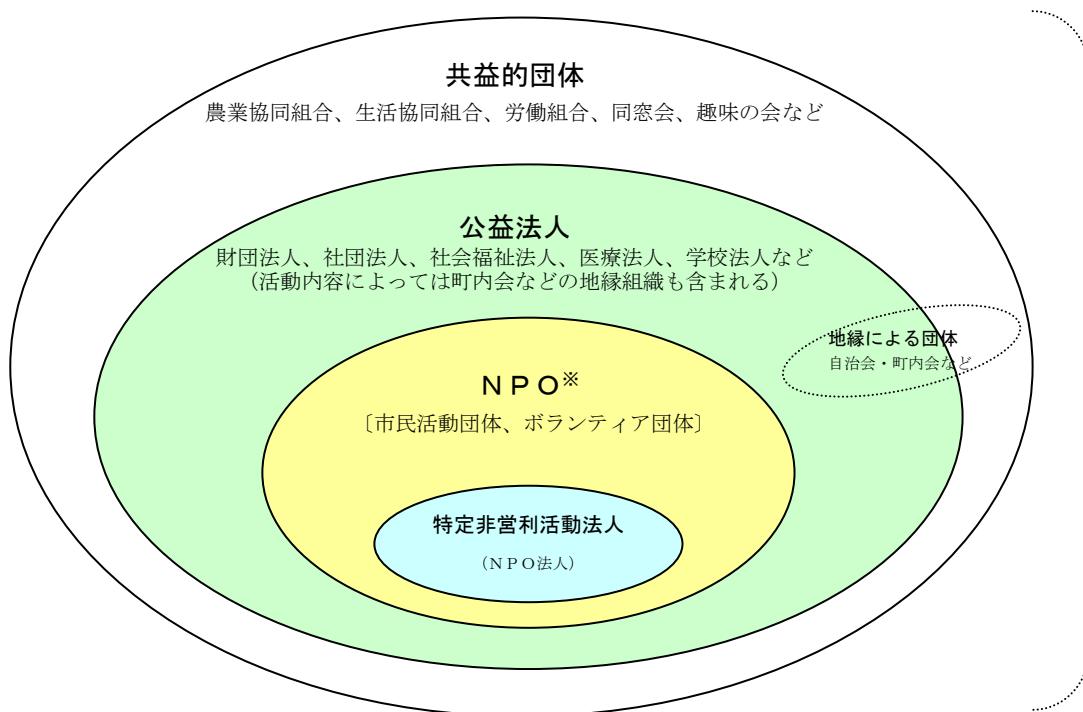
1 公益活動団体・協働とは

公益活動団体とは

この指針で公益活動団体とは、営利を目的とする団体ではなく市民が主体になった以下のよう自立的な民間の団体を言います。

- ・公共を担う使命を持ち、公益を実現する組織体制を持っている。
- ・責任体制がはっきりとし、団体としての規約や制度が整っている。
- ・協働に対して義務と責任を果たし、活動や実績を市民に知らせることができる。

北広島市の公益活動団体の概念図



協働とは

この指針で協働とは、公益活動団体と行政が共通する公益的課題の解決や社会的目的の実現のために協力・協調を図ることとしています。

《用語の説明など》

【NPO】 NPO は、「Non-profit Organization」の略で、一般的には民間非営利団体（組織）と呼ばれ、公益に関わる課題を解決する目的で活動する民間団体です。NPO の中で特定非営利活動法人という法人格を取得した団体を特に NPO 法人と呼びます。非営利という名称がつきますが、活動を通じて収入を得ることも可能です。

2 なぜ協働か

次のような地域社会の環境の変化に伴い、行政が主体になって公益を担ってきた北広島市から、公益活動団体と行政が公益を協働で担う北広島市へ変えていく必要があります。

市民ニーズへの対応

少子・高齢化、環境問題、雇用、地域振興など、複雑・多様化する市民ニーズに対して、十分な対応が困難になりつつあります。地域の課題やニーズを的確に把握し専門的に地域への密着した活動を行っている公益活動団体が、行政とパートナーとして協働することにより、ニーズに柔軟に対応し満足度の高いサービスを提供することが可能となります。

公共サービスの効率化

財政的厳しさから公共サービスの効率化への工夫が求められていますが、公益活動団体との協働によって効率の良い公共サービスを提供することが可能となります。

市民自治意識の高まり

様々な市民で構成されている公益活動団体が、行政との協働を通して公共を担うことは、市民自らが地域社会の課題を解決していこうとする「市民自治」意識の醸成へつながり、さらに仕事として、もしくはボランティアとして市民が公益活動へ参加できる道を開くことができます。

3 協働の領域

行政による実施が法律で義務付けられている公共サービス及び公益活動団体が独自に行う活動や事業を除いて、次のように協働が可能な領域があります。

その領域は、公益活動団体の専門性や先駆性が発揮され、その使命と行政目的とが一致するとき、市民にとって大きな効果が期待できます。



※協働するかどうかの意思決定に、多様な視点と公益活動団体の自発性を取り入れるために、公益活動団体の意見も尊重される必要があります。

《参考》

平成18年7月に市が公益活動団体を対象に実施した「行政との協働に関するアンケート調査」において、回答した445団体中、80%以上が「行政との協働によって、自分たちの団体の活動がより効果的・効率的になると思う」と回答、さらに62%が「行政からの受託により計画作りや具体的な事業実施などの受け皿としての役割を担う意向あり」と答えています。

4 協働の効果と課題

公益活動団体と行政との協働は、次のように北広島市の価値を高める様々な効果がある一方、課題もいくつか考えられます。

市民にとっての効果

- ・市民ニーズにあったきめ細かな公共サービスが受けられます。
- ・市民自らの意見を行政施策に反映することができます。
- ・多様な知識や経験をもつ市民の社会における活躍の場や機会が広がります。
- ・公益活動団体を通じて協働に関わることで、北広島市への愛着・誇りが高まります。

公益活動団体にとっての効果

- ・協働領域の広がりにより、新たな活動の場が広がります。
- ・対価が得られる協働であれば、財政的基盤が安定し、事業の持続性が高まります。
- ・活動に対する社会的認知度が高まります。
- ・事務・事業の質が高まります。

行政にとっての効果

- ・多様化する市民ニーズに対応でき、公共サービスの質の向上が図られます。
- ・従来の仕事のあり方を見直し、行政の効率化、職員の意識改革を含めた体質改善が図られます。
- ・公共サービスの効率を高め、他の必要な事業へ予算配分することが可能になります。
- ・これまで行政のみが担うと認識されていた「公益」を、公益活動団体と行政がともに担う社会へと変革していくことにつながります。

想定される課題

- ・従来行政が担ってきた公共サービスを公益活動団体と協働で行う際に、市民や利用者などの理解を得るために時間と手續がかかる場合があります。
- ・公益活動団体が行政と協働で提供する公共サービスに関して、一定以上の質と量を確保できるかは、公益活動団体の人材、資金、専門性などに左右される場合があります。
- ・協働事業を行う際に協定書を締結しないと、義務と責任が不明確になる場合があります。

II 成果のあがる協働を実現するために

公益活動団体と行政が成果のあがる協働を実現するためには、次のような基本原則、条件、責務を十分に理解し、常に意識して取り組むことが大切です。

1 協働の基本原則

自主性・自立性・対等の尊重

公益活動団体と行政とは、互いに組織や意思決定のシステムなどが異なる存在であることを認識し、それぞれが互いの自主性と自立性を尊重するとともに、パートナーとして対等の関係であることを認識して協働を進めることができます。

目的・目標の共有化

公益活動団体と行政は、地域社会をより良い方向へ導く共通の目的があり、その有効な方法のひとつとして協働があるということを認識する必要があります。そのうえで、何のために協働するのかという目的と、達成すべき目標を共有し、合意形成に努めることが大切です。

透明性・公開性の確保

協働の過程及び結果の評価を含めて、情報が公開される必要があるとともに、双方の関係の透明性を保ち、多くの市民の理解のもとで進めることができます。

2 協働を成功させる条件

公益活動団体が育つ協働

地域社会の公共を担う公益活動団体が育つことは、長期的に地域社会にメリットをもたらすという視点を持って協働する必要があります。

特性に応じた役割分担

公益活動団体は、地域に密着した活動を通して市民ニーズを的確に把握し、活動分野に関する専門性を有している場合が多く、一方、行政は施策に関する広範な情報や公的資源を有しており、それぞれの特性に応じた役割分担をしながら協働を進める必要があります。

リスク負担の明確化

協働を実施する場合、進捗リスク、経済的リスク、公共サービス提供上のリスクなどが考えられます。そのためリスク・マネジメントなどに関して協議し、明確化する必要があります。

協定書の締結

公益活動団体と行政は、その協働に関する双方の権利、義務、責任、役割、協働の目的と求められる成果、協働に関わる諸条件、協働の調整に関して事前に協議し、協定書を作成する必要があります。

計画段階からの公益活動団体の参加

公益活動団体の意欲・専門的知識などを活かし、公益活動団体が力を十分発揮するためには、事業計画段階から参加して協働することが望ましく、そのためには協働事業に関する計画立案、実施、結果の検証を協働で行う仕組みを作る必要があります。

協働のための十分なコミュニケーション

状況に応じた協働が行えるように、公益活動団体と行政は協働の実施前から終了まで十分なコミュニケーションを取る必要があります。

3 協働を行う公益活動団体の責務

行政との協働にあたって、公益活動団体は次のことを実践する必要があります。

- 協働を実施するにあたっては、当然、法令を順守することが必要です。
- 行政及び市民に対して十分な説明責任を果たすことが必要です。
- 協働による事業を達成できるよう、人材育成、事業遂行能力と専門能力の向上、経営資源の確保、持続可能な経営管理体制の確立などの経営努力をすることが必要です。

III 協働を促進するための方策

公益活動団体との協働を促進するための具体的方策として、市では次のようなことに取り組んでいきます。

1 協働型社会を目指して

活動を支える社会風土の醸成

公益活動団体の活動が促進されるためには、公益活動への市民の理解が深まり、その社会全体に果たす役割の重要性が認識される必要があります。そのための情報発信を積極的に行い市民の理解を深めるよう努めるとともに、市民が協働の担い手になるよう公益活動団体への参加促進を図るための方策に取り組んでいきます。

- (1) 情報誌、ガイドブックの発行などの広報啓発活動
- (2) NPO入門・理解講座などの開催
- (3) 協働に関するフォーラムや講演会などの開催
- (4) 公益活動団体と市民の出会いの場の確保

協働推進に関わる第三者機関の設置

行政と公益活動団体に関わる協働を中立的な立場で評価、改善提案することなどを目的に、市民公募のメンバーを含む第三者機関「市民協働推進委員会（仮称）」を設置します。

〈第三者機関の役割〉

- (1) 協働の実効性評価やより望ましい協働が行えるような改善提案など協働推進に関わる提言や支援
- (2) 指針の見直し提案
- (3) 協働の当事者から独立したメンバーで構成することにより透明性、客観性を確保

2 公益活動の活性化を目指して

活動の支援

公益活動団体の活動の自立性・自主性を損なうことがないよう配慮しつつ、透明性、客観性を保ちながら活動の発展段階に応じた財政支援などを行っていきます。

- (1) 地域のまちづくりに対する技術的・財政的支援
- (2) 公益活動団体に対する社会的評価の醸成
- (3) ボランティア保険制度の検討

人材の育成・組織基盤・ネットワークの強化

公益活動団体の活動を活発化させるためには、組織を担う人材の育成や組織運営のマネジメント能力の向上が欠かせません。公益活動団体が発展するための機会や場を充実させるための方策に取り組んでいきます。

- (1) N P O 法人の設立・運営に関する相談、公益活動団体の活動や協働事業など、公益活動団体に関する情報の提供
- (2) マネジメント研修、リーダー研修、スタッフ研修などの開催や後援
- (3) 成人や児童生徒に対するボランティア体験学習
- (4) 公益活動団体相互の組織的、人的ネットワークの拡大につながる交流機会の提供

活動の場の確保

活動の拠点が確保されることで、公益活動団体の活動の活性化が図られ、市民への周知、相互の交流が促進されます。公益活動団体の交流や日常のミーティング場所の提供、備品・機材の貸し出しなど活動に必要な支援機能の充実に努めています。

- (1) 公共施設の柔軟な利用システムの検討（利用要件や申し込み方法など）
- (2) 公共施設の空きスペースや空き教室、商店街の空き店舗などを有効活用した公益活動センター（仮称）の整備
- (3) 活動の立ち上げ期に必要な情報通信機器や、活動に必要な特殊機材など公益活動団体が調達するには負担が大きい備品の貸出

3 協働型行政を目指して

情報の提供、情報交換の推進

公益活動団体との協働を進める前提として、情報の共有化は絶対条件です。公益活動に関連する情報の収集と提供を積極的に進めるための方策に取り組んでいきます。

- (1) 情報の一元化と利用しやすい提供方法の検討
- (2) 統合されたネットワークシステムの構築
- (3) 国・道や公益法人などの支援情報の提供
- (4) 情報誌の発行

行政の領域開放

行政と公益活動団体がお互いの担うべき領域を固定せず、社会状況の変化などに対応した協働を推進する必要があります。今まで行政だけが担っていた事業においても、行政と公益活動団体と市民の間で相互理解を進めながら、公益活動団体が関わりを持てるよう行政の領域を開放していきます。

- (1) モデルとなる協働事業の実施
- (2) 行政が行なう事業のうち、公益活動団体の専門性を活かして実施した方が成果が上がると考えられる事業の積極的委託
- (3) 行政の事業を協働による事業実施へ向けて公益活動団体の意見を反映
- (4) 公益活動団体から行政との協働を提案できる制度の創設

組織体制の充実など

公益活動団体との協働にあたって、職員の意識改革、組織体制の充実、事業実施過程の整備を行っていきます。

- (1) 公益活動団体と行政との情報交換の場の確保
- (2) 公益活動団体職員と行政職員の共同研修の実施
- (3) 公益活動団体との協働に関する専任の窓口を役所内に設置

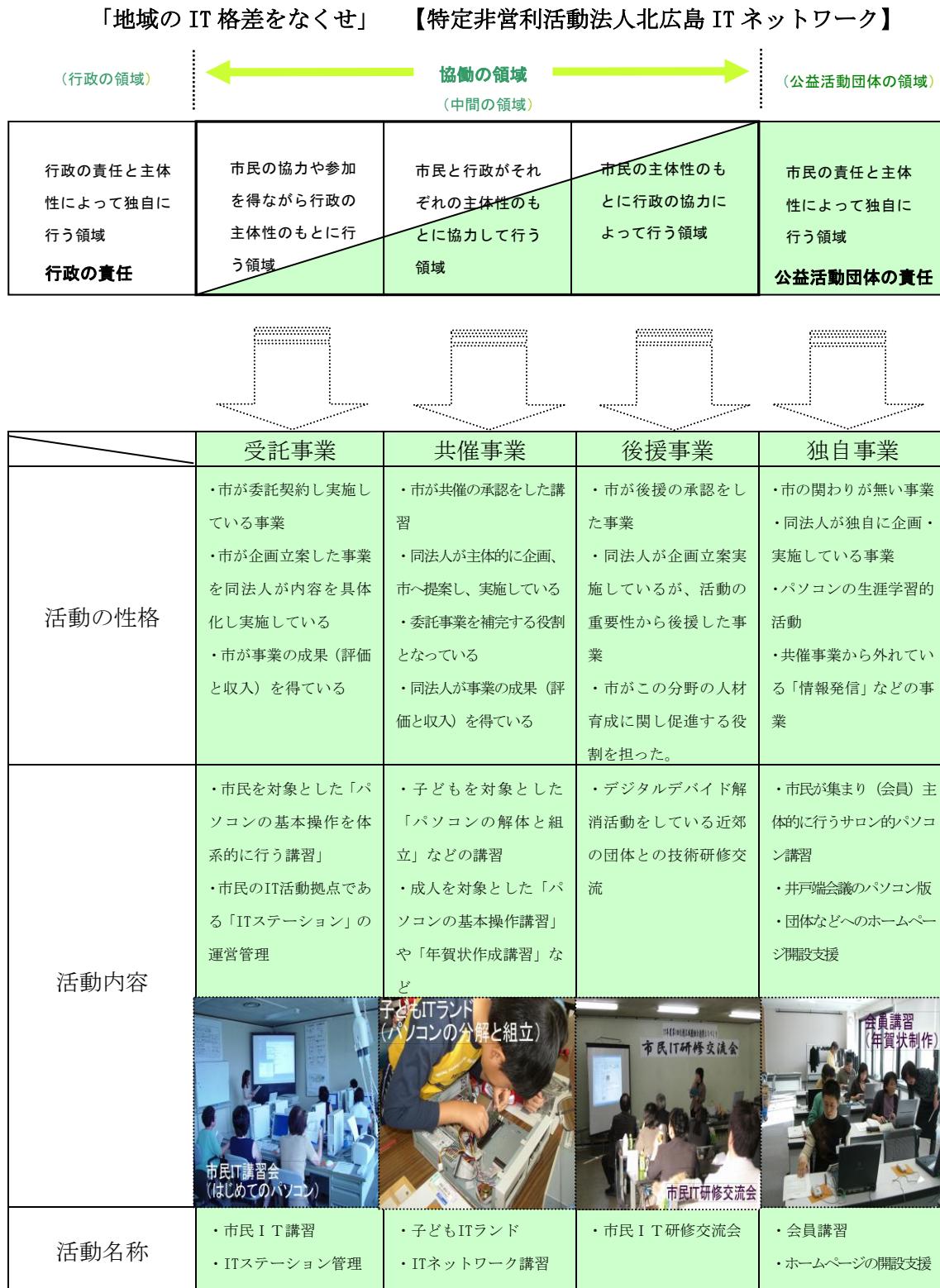
資料編

資料1 公益活動団体との協働モデル事例

資料2 「公益活動団体との協働指針」策定経過・体制

■ 公益活動団体との協働モデル事例

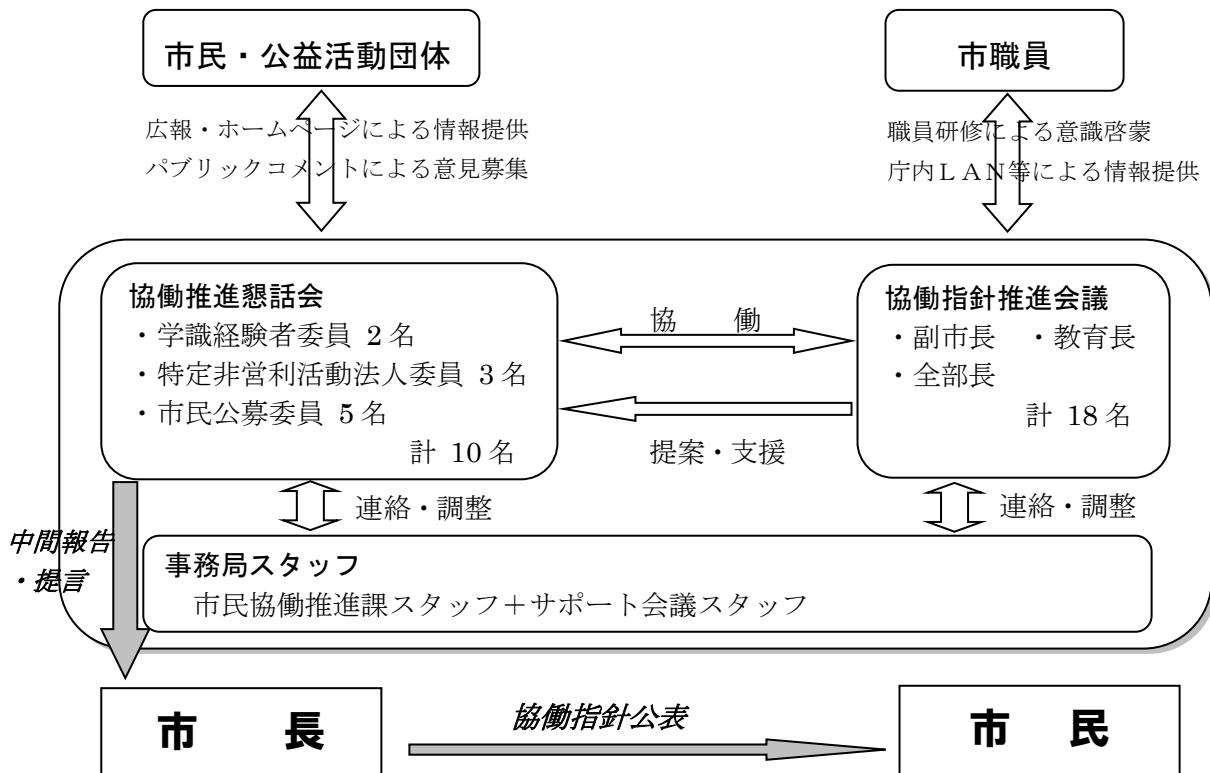
(本編中「協働の領域イメージ図」対比)



■ 「公益活動団体との協働指針」策定経過

平成 17 年 5 月	「北広島市行財政構造改革大綱・改革の推進項目」において、公益活動団体をパートナーと位置付け協働の指針策定を掲げる。
18 年 7 月	公益活動団体を対象に「行政との協働に関する意識調査アンケート」実施
8 月	協働指針策定体制構築（別記参照）
10 月	北広島市協働推進懇話会（以下懇話会と表現）を設置し、北広島市協働指針推進会議（以下推進会議と表現）から「公益活動団体との協働のあり方について」提案
19 年 8 月	懇話会より「公益活動団体と行政の協働の基本ルール」として市長へ中間報告
9 月	懇話会による中間報告に対する市民意見募集（9/1～9/30）
10 月	「協働でまちづくり市民シンポジウム」開催（北広島市・懇話会共催）
12 月	懇話会より「公益活動団体と行政の協働指針策定に向けた提言」として市長へ報告
20 年 2 月	推進会議において、「公益活動団体との協働指針」原案決定
3 月	「公益活動団体との協働指針」北広島市原案発表、パブリックコメント（3/1～3/31）
5 月	指針施行

■ 策定体制



「公益活動団体との協働指針」

平成20年5月

市民部市民協働推進課

〒061-1192

北広島市中央4丁目2-1

電話：011(372)3311

FAX：011(372)6188

URL：[//www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/](http://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/)